



SMTB年金ニュース

(平成26年1月29日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】 厚生年金保険法等の改正法施行に伴う規約変更等 に関する事務連絡発出

事務連絡「[厚生年金基金における今後の方向の検討について](#)」が、本日発出されましたので、ご連絡いたします。本事務連絡により、[平成26年1月15日付SMTB年金ニュース](#)において厚生労働省へ照会中とご連絡しておりました、平成26年4月1日付規約変更手続きについて、詳細が判明しております。

1. 平成26年4月1日付規約変更手続き

以下の対応方法が可能とされました。

- 平成26年度予算代議員会で規約変更等の概要を議題として承認を得ること。
- 規約変更については理事長専決とすること。
- 平成26年3月末日までに認可申請を行うこと。

※上記1点目について、平成26年度予算代議員会における議案例を、弊社で作成いたしましたので、ご活用ください。

[議案例](#)

※事務連絡上には記載がありませんが、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」に関する規約変更につきましても、同様の取扱いが可能である旨、厚生労働省へ確認しております。

2. その他

解散計画・代行返上計画の提出期限：平成26年4月末日

<ご参考> 事務連絡の添付資料について

(1) [資料1-1 厚生年金基金制度改正の主な内容](#)

「[第2回社会保障審議会企業年金部会](#)」の資料2を一部変更したものです。

なお、主な内容は別紙のとおりです。

(パブリックコメント等で既に明らかになっている内容は記載していません。)

(2) [資料1-2 \(参考\) 厚生年金基金に関する基礎資料](#)

「[第2回社会保障審議会企業年金部会](#)」の参考資料2のデータの一部を更新したものです。

(3) [資料2-1 厚生年金基金の特例解散等に係る申請様式 \(※\)](#)

特例解散や前納に係る申請様式が示されました。

(4) [資料2-2 厚生年金基金の財政運営に係る申請様式 \(※\)](#)

財政運営に係る申請様式(解散計画や代行返上計画に関する様式を含む)が示されました。

(※) 電子媒体(ワードまたはエクセル形式)の提供をご希望の場合は、弊社営業担当宛てご連絡ください。なお、今後政省令等が公布された際に、様式が変更される可能性がありますので、お含みおきください。

以上

<SMTB 年金ニュース>

http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/nennews_20140129.pdf

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいます様お願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3825

「資料 1 - 1 厚生年金基金制度改正の主な内容」

■特例解散等

(1) 納付計画提出の特例【27ページ】

- 分割納付する場合、原則的には、すべての事業主が納付計画を提出することが法定されている。
- 円滑な解散を促進するため、原則的な取扱いに加えて、納付計画を提出しない一部事業主が基金と共同して国に納付する形態も認める。（その事業主については連帯債務あり）
 - 一部の事業主が納付計画を提出しないことにより、納付計画の申請を行うことができない場合に対する措置が示されました。

(2) 清算型基金【28ページ】

- 清算型基金の指定要件を満たす基金であっても、今後の基金の方向性について適切な検討が行われていない場合には、基金として取り得る選択肢を事業主・加入員等に提示した上で、今後の方向性について検討を進めることを求め、必要に応じて、報告徴収（厚生年金保険法第178条）、改善命令（同法第179条）等を行う。
- その上で、清算型に指定された場合は、事業主・加入員・受給者に清算型に指定されるに至った基金の財政状況を説明することを求めるとともに、必要に応じて、基金役員の改任命令（同法第179条）等を行い、基金の運営責任を問うこととする。
- 清算型基金については、基金の財政状況とともに、解散や上乘せ再建に向けた取組み状況等を確認し、総合勘案した上で、指定を行うこととする。
 - 清算型基金の指定を期待して、検討が進まないことを回避するための措置等と考えられます。

■財政運営

(1) 法施行後5年間の財政運営＜解散・代行返上計画＞【35ページ】

- 解散・代行返上計画における資産運用利回りの前提は、以下のいずれか大きい率を上回らないこと。
 - ① 当基金の過去5年の実績利回り（基金の予定利回りを上限）
 - ② 公的年金の財政見直しにおける運用利回り
 - ③ 最低積立基準額評価上の予定利回り
 - 下線部分が追加となりました。

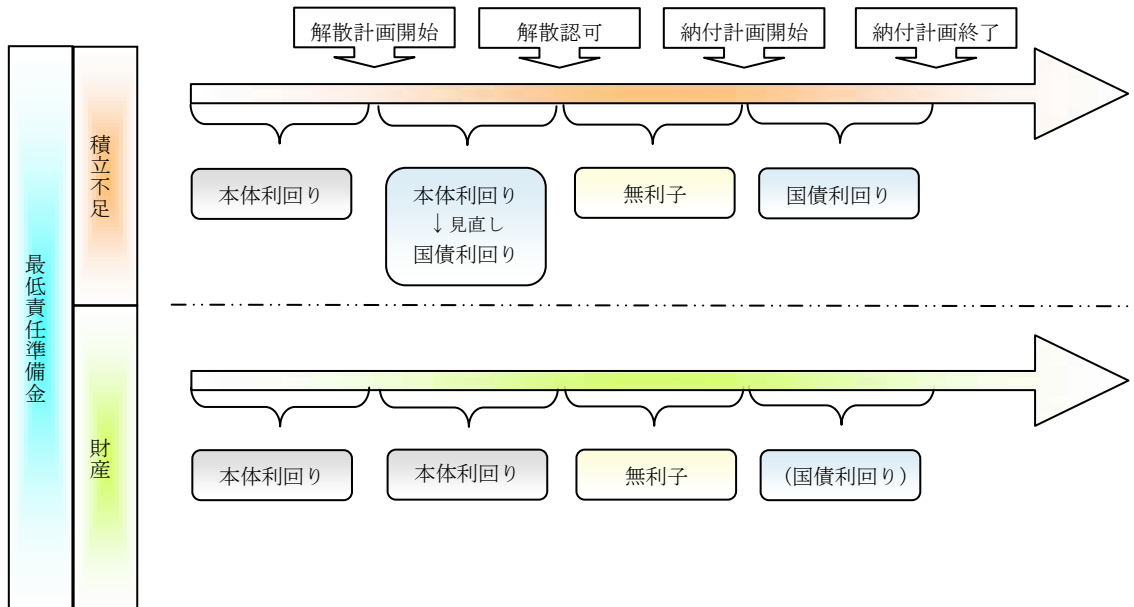
(2) 法施行後5年間の財政運営＜厚年基金の存続を目指す場合＞【36・37ページ】

- 財政検証の結果、純資産が最低積立基準額を下回った場合は、原則翌々事業年度までに対応が必要。
 - 法施行後5年間は翌々事業年度までに対応を開始する必要がありますが、5年経過後は翌事業年度末までに回復させる措置をとる必要があるとされています。（38ページご参照）
- 対応方法は、以下から選択。
 - ① 積立比率に応じた方法
 - ② 回復計画による方法
 - ①、②ともに、法施行後5年間の基準が示されております。

(3) 最低責任準備金の算定方法の見直し【40ページ】

□納付猶予の特例措置により解散する基金（分割納付する基金）の代行割れ相当額については、解散計画を提出した場合、解散計画提出時から解散認可時までの利子は分割納付期間中と同様に国債利回りとする。

→適用される利率は、以下のとおりです。



■上乗せ部分の支援策

(1) 一部事業所のDB移行【60ページ】

□代行返上や解散を予定する基金については、人数要件（加入員数：500人以上）を緩和する予定。

→一部の事業所が代行返上を希望し、それ以外の事業所は解散を希望する場合に、それぞれのグループに一旦基金を分割した上でそれぞれ代行返上及び解散することが可能ですが、基金分割時の人数要件を緩和するものです。

■解散等に伴う手続き

(1) 記録整理の仮完了【71ページ】

記録整理の仮完了とは、加入員記録の整理が完了後、連合会が責任準備金データの突合を行い、基金において不備の修正を行うという一連の処理を一度行った状態をいう。

→代行返上や解散の認可申請を行うためには、あらかじめ記録整理が仮完了していることが必要ですが、「仮完了」とは、記録の不備が無くなるまで突合作業を繰り返し行うことではなく、一度でも突合作業を行えばよいこととされました。これにより、記録整理の開始から代行返上や解散の認可申請までの期間が当初想定よりも短縮される見込みです。